

○湯前町物品購入等及び業務委託一般競争入札実施要領

(令和6年8月15日要領第19号)

改正 令和7年1月15日要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、町が行う物品購入等及び業務委託の一般競争入札の実施に関し、湯前町財務規則（昭和39年規則第1号）及び湯前町物品購入等及び業務委託一般競争入札心得（令和6年告示第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品購入 物品の購入、製造、修繕及び改造並びに印刷製本費に係るものをいう。
- (2) 物品借入 物品の借入れに係るものをいう。
- (3) 物品売払 物品の売払いに係るものをいう。
- (4) 物品購入等 物品購入、物品借入及び物品売払をいう。
- (5) 業務委託 工事に関する設計、監理、調査、企画、立案及び測量以外の委託をいう。
- (6) 業者 物品の製造、販売、買受け及び役務の提供の請負を業として営む者をいう。

(対象契約)

第3条 一般競争入札の対象となる物品購入等の契約は、次の各号に定める予定価格を超える場合とする。ただし、一般競争入札が適当でないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 物品購入 80万円
- (2) 物品借入 40万円
- (3) 物品売払 30万円

(対象業務)

第4条 一般競争入札の対象となる業務委託の契約は、予定価格が50万円を超える場合とする。ただし、一般競争入札が適当でないと認められる場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第5条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない。
 - (2) 国税、熊本県税、湯前町税が未納でない。
 - (3) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）（以下「審査申請書」という。）又は添付書類中の重要な事項について、無記載又は虚偽の記載がない。
 - (4) 関係法令の規定により必要とされる資格を取得している。
 - (5) 本町より入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない。
 - (6) 本町から湯前町暴力団等排除措置要綱（平成25年4月1日訓令第2号）に基づく排除措置を受けていない
- （入札参加資格審査申請）

第6条 物品購入等及び業務委託の一般競争入札の入札参加資格申請は、審査申請書及び添付書類の提出により行うものとする。

（入札参加資格審査申請の時期）

第7条 前条に規定する申請の時期は、定時受付と随時受付に区分し次のとおりとする。ただし、令和6年度及び令和7年度の定時受付においては、この限りではない。

- (1) 定時受付は、隔年度ごとの1月4日から2月15日の間とする。ただし、当該応答日が閉庁日となる場合には、翌日とする。
- (2) 随時受付は、各入札公告に記載された期間とする。

（資格者名簿）

第8条 第6条に規定する入札参加資格申請により資格が認められた者は、資格者名簿に登録するものとする。

2 資格者名簿は湯前町ホームページで公表する。

3 資格者名簿の有効期間は2会計年度とする。ただし、次の資格者名簿が作成されるまでの間は、なお従前の資格者名簿は有効であるものとみなす。

4 資格者名簿に登録された業者が、第5条各号のいずれかに該当しなくなった場合は、その資格を取り消すことができるものとする。

（一般競争入札の参加申請）

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書（様式第2号）（以下「参加申請書」という。）に案件ごとに必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（一般競争入札の参加資格の確認）

第10条 町長は、前条の規定による参加申請書の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（見積明細書の提出）

第11条 町長は、必要に応じて物品購入等の入札に際し、見積明細書等の提出を求める場合がある。

附 則

この要領は、公布の日から施行する

附 則(令和7年1月15日要領第1号)

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

一般競争入札参加資格審査申請書

[別紙参照]

様式第2号(第10条関係)

一般競争入札参加申請書

[別紙参照]

様式第3号(第11条関係)

一般競争入札参加資格確認通知書

[別紙参照]